

地域社会の発展に向けた法科大学院等の取組について
～地理的観点からの「アクセス」の確保と法曹界による偏在対策への協力の視点より～
骨子（案）

1. 基本的考え方

（１）「知の総和」答申と法科大学院等との関係について

＜高等教育政策の３つの目的と地域社会の発展＞

令和７年２月に示された「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（令和７年２月２１日中央教育審議会）（以下「「知の総和」答申」という。）においては、今後の高等教育政策の３つの目的（「質」「規模」「アクセス」）が示されるとともに、特に地域と高等教育機関との関係性について、地域における教育機会の確保という観点での高等教育への「入口」面、また、卒業生の地域への貢献という観点での高等教育からの「出口」面の双方の指摘がなされている。

具体的には、「入口」面について、「少子化が進行する中で、地域¹における教育機会の確保や高等教育機関間の連携等を通じた高等教育の機能強化が最も重要となる。特に、地方の高等教育機関が担う多面的な役割を考慮し、地域との連携を強化することが求められている」とされている。一方、「出口」面について、「地域の中核となる高等教育機関は、リカレント教育にも力を入れる必要があり、地方公共団体や地元企業等の産業界との連携をより一層強め、(略)、地域の将来を担う人材を輩出する地方創生の拠点となっていくことが求められる」とされている。

さらには、「各高等教育機関が持つ強みや特色を生かしつつ、地域におけるアクセス確保を図り、地域に必要な人材を育成するために、まずは、地域連携プラットフォームの仕組みを発展させ、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を地域の高等教育機関が共通に認識し、地方公共団体や産業界等地域の関係者も一体となって具体的な取組に向かうことができる場の構築が重要である。そのために、地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界等の各地域の関係者が議論し、各地域で実効性のある取組を推進するための協議体（地域構想推進プラットフォーム（仮称））を構築することが必要である」とされている。

＜「知の総和」答申と法科大学院等の関係＞

法科大学院においては、「第１２期の審議のまとめ～法科大学院制度の２０年の歩みと法科大学院教育の更なる発展・充実～」（令和７年２月２０日中央教育審議会法科大学院等特別委員会）（以下「第１２期審議まとめ」という。）でも示されたとおり、制度創設当初から教育の「質の向上」に尽力し、関係省庁とともに定員管理等を通じた「規模」の管理を図り、一定の成果を挙げてきた。

¹ 「知の総和」答申においては、地理的な特性に着目する場合は「地方」を、機能的な特性に着目する場合は「地域」を用いられていることから、ここでも同様の整理とする。

(案)

今後の方向性として、法科大学院ごとの特色・魅力を発揮しつつ、多様で質の高い法曹を輩出し続けていくことの重要性が指摘されたところである。

また、「知の総和」答申における「入口」面の観点からは、今後、我が国の人口減少が一層進む中であっても、地方に在住する高校生・学部学生・社会人等が法曹を志望した際に、質の高い法科大学院教育（連携法曹基礎課程（以下「法曹コース」という。）における教育を含む。）を、地方においても受けることができる環境を維持していくことが、地理的観点からの「アクセス」に係る課題として重要と考えられる。

また、「出口」面の観点からは、近年の法曹の「偏在」について、全国 52 の弁護士会のうち、新規登録者が 0 人や 1 人となる例が増加しており、都市部における司法サービス需要の高まり等を背景に多くの登録者が東京に集中することで、地方における司法サービスが十分に行き届かなくなる点が危惧されている。

日本弁護士連合会等の関係機関における検討や取組が進められており、こうした課題に対して法科大学院等として何ができるのか、検討を深める必要がある。

まず、法科大学院等特別委員会としては、関係機関等における客観的なデータや学生の就職に対する意識等に基づき、この状況を正確に把握し分析した上で、法科大学院等として対応できる取組を検討し、取組を進めていくことが重要であると考えます。

なお、これらの課題に関しては、法科大学院における自助努力のみで対応できるものではない。むしろ、質の高い人材を求める地方公共団体、法曹界、産業界、公的機関等による、法科大学院や学生に対する積極的な支援を通じた前向きな関与が不可欠である。優れた人材の獲得競争が職種を超えて厳しくなる状況にあっては、関係者の協力・連携を通じた「入口」と「出口」面を念頭に置いた取組の必要性は一層高まっていくものと考えられる。

(2) これまでの法科大学院等特別委員会等における主な議論や通知等について

＜司法制度改革審議会から令和元年法令改正までの主な指摘＞

司法制度改革審議会意見書（平成 13 年 6 月 12 日司法制度改革審議会）において、「地域を考慮した全国的な適正配置に配慮するとともに、夜間大学院等の多様な形態により、社会人等が容易に学ぶことができるよう法科大学院の公平性、開放性、多様性の確保に努めるべきである。」とされた。

また、平成 26 年に示された「法科大学院における就職支援等の充実について（通知）」（26 文科高第 214 号平成 26 年 5 月 30 日文部科学省高等教育局長通知）においては、法科大学院修了者の進路状況の正確な把握と就職支援の充実の重要性について指摘している。以後の通知等においても、法曹であるか否かを問わず法科大学院修了者の活躍の場の広がりが期待されていることからすれば、法科大学院修了者の進路状況（法曹としての進路に限らない。）を調査・把握し、広く社会に発信していくことが極めて有用であるとの見解が示されている。

さらには、令和元年の法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部を改正する法律施行時の「法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一

(案)

部を改正する法律等の施行について（通知）」（元文科高第 623 号令和元年 10 月 31 日文科科学省高等教育局長通知）（以下「令和元年改正通知」という。）では、「地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが重要であることに鑑み、地方大学出身者を対象とした特別枠（以下「地方大学枠」という。）を設けることは可能であること。この場合、自大学も含めて地方大学出身者を対象とした専願枠を設けることや推薦入試による選抜を実施することも可能であること」が示された。

<令和元年法令改正以降の主な指摘>

第 108 回法科大学院等特別委員会（令和 4 年 10 月 7 日）においては、岡山大学法務研究科から「地域の自治体や法曹界、産業界との連携」を議題として発表がなされた。その特色は、大学の附属組織として「岡山大学法科大学院弁護士研修センター」、いわゆる「OATC」を立ち上げたところにある。OATC の運営においては、当該組織が担う地域貢献の内容を明らかにし、機能を明確化した上で体系化され運営されている。OATC の活動内容については、主に、人材輩出、リカレント教育、シンクタンク機能等であり、地方公共団体、法曹界、産業界、他大学等との連携を図り、中国・四国地方における法務系人材の養成拠点としての役割を担っている。

令和 4 年 10 月 7 日の特別委員会においては、法科大学院は、法曹養成機関としてだけでなく、法的な知識や技能を有する優れた人材を地域社会又は経済社会とつなぐ結節点という機能を有しており、地域の地方公共団体や法曹界、産業界等との連携を推進し、地域のニーズを踏まえた人材輩出など、法科大学院教育の成果を社会に還元することにより、魅力ある法科大学院として存在意義を高めていくことが必要であるとの意見が出された。

これらの審議や通知等を踏まえつつ、第 12 期審議まとめにおいては、「地方の司法を支える人材の養成、教員の確保に係る取組等、今般の議論にあった諸課題についても、検討を行っていく」とされたところである。

2. 現状

(1) 法科大学院の「入口」面に関する現状について

① 法曹コースについて

(法曹コースの設置状況等)

令和7年4月1日現在、法科大学院は全国に34校²設置されており、その内訳は、東京都14校、京都府・大阪府・兵庫県8校と、約3分の2が4都府県に、約3分の1がその他の地域（北海道、東北、中部、中国、九州地方）に設置されている。

また、同日現在、学部段階における法曹コースは42コースが設置されており、自大学に法科大学院がないものは10コース³、自大学に法科大学院がなく、かつ、同一都道府県内にも法科大学院がないものは5コース⁴が設置されている。

自大学に法科大学院がなく、かつ、同一都道府県内にも法科大学院がない法曹コースの修了者が法科大学院に進学する割合や傾向については、地方における法曹コースの充実に係る施策を検討する上で重要な指標となると考えられるため、その動向を引き続き注視していく必要があるのではないかと。

(地方大学の法曹コースと法科大学院との連携の状況)

令和7年度に地方大学⁵の法曹コースから特別選抜により法科大学院に入学した者は21人おり、令和7年の特別選抜による入学者数全体の約5パーセントである⁶。

地方大学の法曹コースと法科大学院の連携に関しては、当該法曹コースにおける教育の状況、連携の状況の深度（選抜手法や成績評価の在り方）、各法科大学院の目指すべき人材像等の影響が想定されるとの指摘があり、連携の在り方については、今後、調査・分析することが必要ではないかと。

② 地方大学出身者を対象とした特別選抜について

地方大学出身者を対象とした特別選抜については、地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが不可欠であることから、地方大学出身者を対象とした専願枠を設けることや推薦入試による特別選抜を実施することが認められており、地方に在住する学生の法科大学院へのアクセスを確保する手段となっている。

² 募集停止校を除く。

³ 新潟大学、信州大学、香川大学、熊本大学、鹿児島大学、北海学園大学、明治学院大学、立教大学、近畿大学、西南学院大学

⁴ 新潟大学、信州大学、香川大学、熊本大学、鹿児島大学

⁵ 「地方大学」の定義は、令和元年改正通知の地方大学の定義（直近の国勢調査（平成27年）における大都市圏以外の地域に設置されている大学に加え、大都市圏であっても当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域にある大学とする）による。具体的には、①平成27年の国勢調査における大都市圏（札幌、仙台、関東、新潟、静岡・浜松、中京、近畿、岡山、広島、北九州・福岡、熊本の11大都市圏）以外の地域に設置されている大学に加え、②大都市圏であっても当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域（新潟、静岡・浜松、熊本の3大都市圏）に設置されている大学とする。また、大学本部が大都市圏内に設置されている場合でも、法曹コースを開設する学部がその圏外に設置されていれば地方大学とする。

⁶ その内訳は、5年一貫型特別選抜による入学者：18人、開放型特別選抜による入学者：3人

5年一貫型特別選抜による入学者総数：314人、開放型特別選抜による入学者総数：123人

(案)

令和7年4月1日現在、地方大学枠を設定している法科大学院は、6校⁷である。法科大学院の特別選抜において地方大学枠を設定することは、地方に在住する学生の法科大学院へのアクセスを確保するために効果的であるとの指摘がある。

③高校段階での取組について

法曹の魅力の発信や地域定着に関しては、従来より、大学の法学部、裁判所、法務省、日本弁護士連合会等が高校生等に対して法曹の仕事を紹介するイベント等を行っており、積極的な普及啓発活動を行っている。地域振興の観点から、これらの情報発信の対象や内容、タイミング、発信手法等、効率的・効果的な取組を進めることが重要ではないか。

また、高校生等に対し、大学の講義を提供し、当該講義に係る単位の授与等を行うことで、地域の大学での学びに関心を持たせ、学問を学ぶ第一歩としての経験を与える機会を提供する大学もある。高校生等に対する大学の講義の提供や単位の授与については、令和3年の学校教育法施行規則改正⁸により、高校生等の大学入学資格を有さない者が科目等履修生として単位を修得した場合も当該大学入学後に修業年限の通算を可能とする改正が行われたところであり、これを積極的に活用することも考えられるのではないか。

(2) 法科大学院の「出口」面に関する現状について

法科大学院の「出口」面に関する現状については、法科大学院に対する調査のみでは、その把握に限界があるため、今後、他機関とも連携して、データの収集・整理や現状把握を行っていく必要があるのではないか。

(3) 法科大学院の「入口」面及び「出口」面の現状と地域との関係性について

(地方の法科大学院と地域定着の状況)

地方の法科大学院に入学し卒業した学生は、当該法科大学院が設置されている地域に定着しやすい傾向にあるとの指摘がある。地域ごと、法科大学院ごとの地域定着の状況を把握し、一定の傾向があるのか等について、調査・分析することが必要ではないか。

(法科大学院での実践的教育の状況)

エクスターンシップや被災地訪問等の実践的カリキュラムは、法曹の多様な働き方を知ることができ、学生の意識啓発にとって効果的であるとの指摘がある。当該実践

⁷ 東北大学、千葉大学、神戸大学、慶應義塾大学、中央大学、早稲田大学

⁸ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第49号）

(案)

的教育の状況と学生の就職の動向等については、調査・分析をすることが必要ではないか。また、3＋2制度の開始以降、これらのカリキュラムを法科大学院3年次秋学期に受講する学生が多いところ、都市部の法科大学院の学生を中心に、既に一部の学生は就職の内定を得ている時期であると指摘されている。

(法曹界等との連携活動の状況)

法科大学院と法曹界等の連携の主な取組としては、実務家教員による指導や教育課程連携協議会による情報共有、OB・OGによるサポート等が実施されている。令和3年度における調査⁹では、調査対象とされたほぼ全ての大学において、教育課程外の体制の充実として補助教員による支援が行われており、教育課程内においても、約2割の大学において補助教員を活用した科目が開設されている。

また、法曹界、特に地方部の法曹界による採用活動の状況については、今後、他機関とも連携して、データの収集や現状の整理を行っていく必要があるのではないかと指摘されている。

(学生の就職に対する意識・情報収集・就職活動等の状況)

法科大学院に在学する学生が就職に関する情報収集や就職活動を開始する時期は、東京などの大都市部が早く、地方部ほど遅くなる傾向があるのではないかと指摘がある。

また、学生の求める情報は、主に業務内容・環境、給与・待遇であり、情報収集は、法科大学院主催の就職説明会、学部ゼミのOB会や学内サークルのイベント、弁護士会主催の合同就職説明会、法曹関係専門の就職サイト、エクスターンシップ・サマークラーク、OB／OGによる紹介等多岐にわたる機会を活用して行われている。

学生の就職活動に関する状況を把握し、こういった情報提供等を行うことが効果的か検討していくことが重要ではないかと指摘されている。

(産業界等と比較した人材獲得の状況)

法曹の活躍の場は大きく広がっており、産業界等における法曹人材の獲得の需要は大きく高まっているとの指摘がある。少子高齢化等により、労働力の供給がひっ迫する中、国内外の企業における優秀な人材確保は一層厳しくなると見込まれる。

近年の企業においては、個別・合同就職説明会の実施、法曹関係の就職サイトへの登載、エクスターンシップ・サマークラーク・修習生の受入れ等の多様な活動を通じて法曹人材の確保に努めている。

なお、企業等による奨学金の代理返還等を通じた人材確保の取組も広がりを見せていることも踏まえ、民間資金を活用した経済的支援を通じた法曹人材の確保についても留意することが必要ではないかと指摘されている。

(法科大学院修了後の活躍の状況)

⁹ 令和3年度法科大学院関係状況調査について（法科大学院等特別委員会（第105回）配布資料より）
https://www.mext.go.jp/content/20220210-mxt_senmon02-000019554_9.pdf

(案)

法科大学院を修了した学生が、地域においてどのような処遇・働き方を選んでいるのかという観点や、地域において充実したライフスタイルを構築している事例の発信は、法科大学院の魅力・特色を出していく上で重要な視点である。

法科大学院修了時点で最終的な就職先が決定していない学生は、現状においても一定数存在しており、法科大学院における情報発信の必要性は大きい。この点、法科大学院における能動的な情報収集には限界もあり、関係団体から法科大学院に対する情報提供等の協力が不可欠ではないか。

法曹の地域定着には、各学生個人の進路に関する意向のほか、各法科大学院における教育の状況、学生の置かれた文化的・経済的な背景、各地域における雇用状況などが複合的に影響し合うものである。このことから、一つの取組・一つの組織のみをもって課題解決に至るものではなく、時流によって十分変化し得る点には留意すべきである。

同時に、各法科大学院はその特色・魅力を伸長していく段階にあり、例えば、研究者養成や国際化も見据えた法曹養成を志す法科大学院と、地域に根差した人材を継続的に輩出することを志す法科大学院には、それぞれに重要な意義があり、十把一絡げに取り扱うべきでないことには注意を要する。

3. 具体的な方向性

(1) 施策の検討に当たって必要な情報の収集・整理・充実

今後、法科大学院における「入口」面、「出口」面における施策を検討し、効果的に推進するためには、法科大学院と地域との関係性に関する事実関係やデータ等の収集・整理・充実を図ることが必要となる。

例えば、以下のようなデータについて、関係機関の協力を得つつ、大学側の負担にも配慮し、収集・整理の適否を検討することなどが考えられないか。

＜主に「入口」面に関する情報収集例＞

- ・高等学校と地方法曹コースとの連携状況
- ・地方法曹コースと法科大学院との連携協定締結状況等
- ・法科大学院の入学選抜（地方大学卒等）の運用状況
- ・法科大学院における地方での実践的教育・臨床教育の実施状況
- ・地方公共団体・地方の産業界・地方の単位弁護士会等との連携活動の状況

＜主に「出口」面に関する情報収集例＞

- ・法科大学院ごとの法科大学院修了生の進路（地方での就職等）の状況
- ・法科大学院在学生の就職に対する意識・情報収集手法・就職活動等の状況
- ・地方の単位弁護士会、産業界等における採用活動の状況
- ・法科大学院修了生の地域での働き方や活躍等の状況

(2) 「入口」面・「出口」面の施策の検討

(1) の検討の結果得られた情報に基づき、具体的な施策の検討を深めていくことが必要ではないか。

特に、法曹コースの充実等に向けた分析については、令和8年度の法科大学院等特別委員会において各大学の法曹コースへのヒアリング等を実施し、引き続き検討を深めることとしてはどうか。

なお、国立大学法人等の機能強化に向けた検討会においては、以下のように述べられている。

改革の方針（令和7年8月29日国立大学法人等の機能強化に向けた検討会）（抜粋）

2. 今後の国立大学法人等の機能強化に向けた改革の方向性

(4) 教育の質の向上に向けた取組

④教育の質向上に向けた大学間の連携

地域における高等教育機会を確保していく観点から、特に、公私立大学の数や種類が限られた地方に所在する国立大学においては、地域産業等の中核となる高度専門人材、さらには地域経済を支え、地域活性化の担い手となる地域中核人材等の育成など、地域の人材育成インフラのハブとしての役割を果たすこ

(案)

とが求められる。このことを踏まえ、自らが率先して公私立大学をはじめとした地域の高等教育機関とともに、オンラインも活用しつつ、地域の大学に所属する学生に、より多様な教育プログラムを提供できる仕組みを整備することが期待される。

また、各国立大学自らも、教育・研究組織の見直しに伴い、十分な教育課程が自大学のみでは提供できなくなる恐れもあることから、地域における知の拠点として、地域の他大学や、大都市に所在する大学との連携強化に向けたネットワーク形成・強化等の取組を進め、より多くの教育コースを提供していくことができる体制を構築していくことが求められる。

3. 国立大学法人等への支援の考え方

(2) 地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興を行う国立大学への支援
今後、2. で記載した内容に基づき各国立大学法人等が第5期中期目標期間に向けた見直しを進めることが期待されるが、その際、国においては、ミッションや機能強化の方向性に応じて一律の見直しを求めるのではなく、我が国の高等教育の均衡ある発展の観点から、国立大学による地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興のミッションを踏まえた見直しを求めることが必要である。特に、学部学生定員について、教育の質を持続的に確保しつつ、単純に18歳人口の減少に併せて規模を縮小するということではなく、都市から地方へと人の流れを変えていくという視点を持ち、学部定員の設定等を行うことが求められる。

地方国立大学において、教育面においては、地域における様々な機関における人材の供給拠点としての役割も果たしており、今後ともその役割を域内の他の高等教育機関との連携も行いながら果たしていくことが期待される。立地自治体や産業界等も巻き込んだ上で、地域構想推進プラットフォームにおいて中心的な役割を果たすとともに、それに対する支援を充実していくことが望まれる。

また、研究面においては、地域の産業を支える特色ある研究の進展が見られるとともに、今後、地域における新しい産業を育成していく核としての役割も期待される。国において、そのような地方国立大学の役割に配慮した支援を検討するとともに、立地自治体と連携して地方国立大学としての役割を積極的に果たす法人への支援も充実していくことが望まれる。(略)

また、2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議においても、以下のように述べられている。

社会とともに歩む私立大学の変革への支援強化パッケージ

ー2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議 中間まとめー

(令和7年8月29日2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議)(抜粋)

Ⅲ 私立大学振興のための3つの施策の方向性の転換

1. 地域から必要とされる人材育成を担う地方大学の重点支援への転換

(1) 現状と課題・目指すべき姿

<現状と課題>

②地域連携プラットフォームや大学間連携の現状等

○地域連携プラットフォームは、令和6年度時点で、全国で273あるとされており、多くの都道府県で地域連携プラットフォームが所在するに至るなど、全国的な広がりを見せているものの、将来的な地域の人材需要を踏まえた大学間の連携やプラットフォームにおける議論を踏まえた大学改革は一部に留まる状況にあり、地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者によるプラットフォームの構築や連携強化を進めていくことが求められる。

○また、地方大学が教育の質を高めるとともに効率的な大学運営を進める上では、都市部の大学と地方の大学や地方同士の大学間で教学部門・大学事務部門の連携を強化していくことが重要であり、国においても、私学助成の特別補助等において支援を講じているところであるが、教育課程の連携や事務の共同実施等の具体的な取組は、元々の教育内容の違いや事務組織の風土、業務工程等の違いから容易ではなく、大学間の連携は未だ道半ばの状況にある。

<目指すべき姿>

○大学、地方公共団体、産業界等が地域連携プラットフォーム等において、各地域の生活・産業基盤の維持向上のための人材需要等を踏まえた実効的な地域アクセス確保の取組や地方創生の取組の創出のための高等教育の将来像等の認識を共有していくことが求められ、各大学においては、将来像等を踏まえた教育研究面の構造転換や大学間連携をしつつ、強みをもつ分野への資源の集中等を推進していくことが求められる。

○また、地方私立大学が担う人材育成等の機能を踏まえ、地域に必要な人材が継続的に輩出されるよう、地方公共団体や産業界等と私立大学が協力して人材を輩出する体制を構築していくことが必要である。また、私立大学が果たす地域への貢献等について、自治体や地元の産業界をはじめとする地域社会等と認識を共有していくことも重要である。

○更に、地域の人材輩出等において不可欠な地方の中小規模の私立大学が、今後も役割を継続的に果たしていくためには、大学進学者数の急減も見据えつつ、質の向上と経営の効率化を両立させたレジリエントな組織を作り上げていくことが重要である。このため、特色ある分野に集中した上での持続的な経営を可能としたり、地域間の大学同士や都市部の大学と地方の大学とが、オンライン

(案)

等の活用によって開設科目の相互補完や事務の共同実施の体制を構築したり、学部と大学院の一貫教育の体制を整備したりしていくことが求められる。

これらの意見は、大学全体の議論ではあるが、今後の法科大学院等の地域社会の発展に向けた取組を検討するに当たって傾聴に値するため、参考のため、引用する。